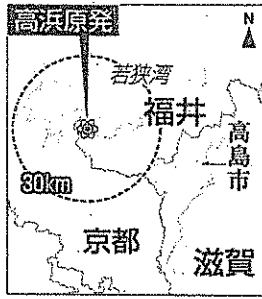


1/26 福

滋賀県と関西電力安全協定

再稼働の同意権はなし

滋賀県は二十五日、関西電力高浜原発に關し、非常事態発生時の即時連絡や事故による損害の補償を盛り込んだ安全協定を関電と締結した。



滋賀県は高島市の一部が高浜原発の三十キロ圏に入

滋賀県と関西電力の安全協定ポイント

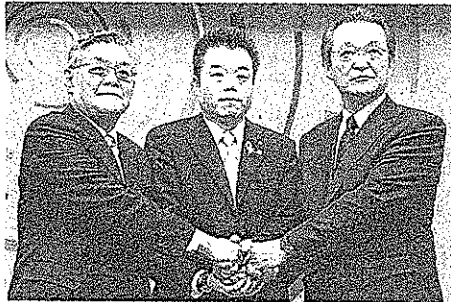
- 核燃料や放射性廃棄物を、滋賀県を通過して輸送するとき、関電は事前に連絡
- 非常事態の発生時、関電は即時に連絡
- 事故などで住民に損害が出た場合、関電が補償
- 関電は防災対策の充実強化、連絡体制整備などを実施。県の防災対策に協力

る。県は立地自治体並みの再稼働の同意権を求めたが実現しなかった。

関電は高浜3号機を今月二十九日、4号機を二月下旬に再稼働する計画。

県公館(大津市)での締結式で三日月大造知事は「県民の安全安心を確保する県の責務に照らせば一歩前進」と述べ、関電の八木誠社長は「協定に基づき的確に対応する」と話した。

三日月知事は締結式後、報道陣に「八木社長には、



関西電力高浜原発に関する安全協定を締結し、握手する八木誠社長(左)と三日月大造滋賀県知事(中)。右は県と情報を共有する確認書を締結した福井正明高島市長(右)25日午前、大津市で

再稼働を容認できる環境にはないと伝えた。立地自治体並みの協定と琵琶湖への配慮をお願いした」と強調した。

協定では他に、核燃料や放射性廃棄物の輸送計画の事前連絡、県の防災対策への協力を規定。県職員による原発の現地確認や、原発新増設など重要な変更がある場合の関電からの事前説明などは含まれず、協定外の文書で関電と約束を結ぶ。

また、事故発生時に近畿の水源地である琵琶湖への影響を監視することや、協定内容の充実に向けた協議の

継続も協定外の文書に記載する。

高島市は協定の当事者にはなれず、関電からの情報を共有する確認書を県と締結した。締結式で福井正明市長は「あくまでスタートライン。当事者としての協定に向けて尽力したい」と話した。

3、4号機は原子力規制委員会の審査に合格。再稼働を差し止めた仮処分決定を福井地裁が取り消し、再稼働が可能になった。

滋賀県は関電大飯原発(おおい町)など五原発については二〇一三年に安全協定を結んだ。